

官報 号外

平成十一年六月三日

○国議院会議録 第三十五号

平成十一年六月三日(木曜日)

議事日程 第二十六号

平成十一年六月三日

午後一時開議

第一 食料・農業・農村基本法案(内閣提出)

第二 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

男女共同参画社会基本法案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

○議長(伊藤宗一郎君) お詫びいたします。

内閣から、

土地鑑定委員会委員

中央更生保護審査会委員長及び同委員

中央社会保険医療協議会委員

土地鑑定委員会委員

労働保険審査会委員

中央更生保護審査会委員長及び同委員

中央社会保険医療協議会委員

及び

労働保険審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

土地鑑定委員会委員に安藝哲郎君、黒川弘君及び佐藤實君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○本日の会議に付した案件
土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件
労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

〔賛成者起立〕
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いざれも同意を与えることに決まりました。

次に、

土地鑑定委員会委員に清水幹雄君、瀬古美喜君、高山朋子君及び平井宣雄君を、中央更生保護審査会委員長に増井清彦君を、同委員に櫻井文夫君を、中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を、労働保険審査会委員に松本康子君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、食料・農業・農村基本法案(内閣提出)
農村基本法案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

食料・農業・農村基本法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔穂積良行君登壇〕

○穂積良行君 ただいま議題となりました食料・農業・農村基本法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、昭和三十六年に制定された現行の農業基本法にかわる新たな基本法を制定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、食料、農業及び農村に関する施策について、食料の安定供給の確保、農業、農村の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という四つの基本理念と、国及び地方公共団体の責務等を定めるものとしております。

第二に、政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策についての基本的な方針、食料自給率の目標等の事項を内容とする食料・農業・農村基本計画を定め、これを公表しなければならないものとしております。

第三に、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展及び農村の振興に関して講ずべき基本的な施策を定めております。

本案は、五月七日本会議において政府の趣旨説明とこれに対する質疑が行われ、本委員会に付託

されました。

委員会におきましては、五月十一日中川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、内閣総理大臣への質疑を含め、七回にわたり政府に対する質疑を行ったほか、二十四日にはいわゆる地方公聴会、また二十六日には公聴会を開催するなど、慎重かつ熱心に審査を行いました。

六月二日質疑を終了しましたところ、本案に対し、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の五会派共同提案に係る修正案が、また日本共産党提案に係る修正案が提出され、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は五会派共同提案に係る修正案のとおり賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

第一に、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として行われなければならないものとすること、第一に、食料・農業・農村基本計画に定める食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨として定めるものとすること、

第三に、政府は、食料・農業・農村基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを国会に報告しなければならないものとする」と

れればならないものとする」と

であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。これを許します。中林よし子君。

〔中林よし子君登壇〕

○中林よし子君 私は、日本共産党を代表して、食料・農業・農村基本法案、新農業基本法案に反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、本法案が食料自給率の引き上げを農政の中心課題としていることです。食料自給率は今や四一%に低下し、世界でも最低水準です。食料自給率の引き上げは国民の生存に不可欠の課題です。それは、国内農業の崩壊を食いとめると同時に、世界的食料危機を回避するための我が国の国際的貢献でもあります。

しかし、本法案の basic 理念には、食料自給率の引き上げがうたわれていません。政府は、食料自給率の目標を定めるとしています。また、食料自給率の向上を図ることを旨としていう修正もされました

ましたが、その位置づけは、農業者や消費者の單なる指針にすぎず、全く実効性はありません。

本法案の最大の特徴は、食料供給における輸入依存の明記です。基本理念では、食料の安定供給の確保を、国内農業生産とともに輸入と備蓄を適切に組み合わせて行うことと掲げ、国は安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるこまで明

記しています。この規定は現行農業基本法にはないものです。本法案は、米の関税化とも相まって、農産物輸入の自由化というWTO体制に、日本農政を全面的に組み込むことにはかなりません。

第一の理由は、生産費に基づく農産物価格支持制度の解体を打ち出し、第三十条で農産物価格を市場原理に任せる原則を掲げています。これは、現行農基法が、政策目標として、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを掲げ、農産物価格について農業所得を確保を明記していることと比べて、決定的な後退です。

第三の理由は、農業の担い手について、家族経営を基本に位置づけず、効率的、安定的な経営体、すなわち、稻作で十ないし二十ヘクタールという大規模農家を育成し、九割以上の農家を切り捨てる新政策の方向を農政の中心に据えていることです。

また、本法案では、農業経営の法人化を推進するとして、企業形態の農業経営の推進もうたっています。これは、株式会社による農地所有という、農地制度の改悪にもつながるものです。現行農基法が、農業構造改善を施策の柱としつつも、その担い手としては、法文上も、家族農業経営の発展と自立経営の育成を明記し、家族労働主体の経営を目指していることと比べても、重大な後退と言わなければなりません。

このように、新農基法は、これまでの農政とは質的にも区別される、本格的な農民選別であり、国内農業の全面縮小に道を開くものです。これは、食料自給率の一層の低下と日本農業の崩壊に拍車をかけることは必至です。政府原案に若干の修正が施されましたたが、さきにも指摘したように、これは、本法案の重大な問題点を改善するものとは到底言えません。

日本共産党は、本法案の重大な問題点を是正し、食料自給率の向上に向けた農政の転換を図るために抜本的修正案を提起しましたが、今後も、

その実現を求め、日本農業の再建を目指して力を尽くしていくことを表明し、反対討論を終わりました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

日程第二 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定について承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

平成十年十月、KEDO理事会は、KEDOが北朝鮮に供与する軽水炉の総経費見積もりを四十六億ドルとし、韓国がその七〇%の資金供与を行い、我が国がその時点における十億ドル相当円の資金供与を行う旨の理事会決議を採択し、これを受け、我が国政府は、KEDOとの間で本協定の交渉を行いました結果、合意に至ったので、平成十一年五月三日ニューヨークにおいて、本協定の署名が行われました。

本協定は、我が国が直面する安全保障上の重大な懸念である北朝鮮の核兵器開発問題に対応するため、我が国からKEDOへの軽水炉プロジェクト実施のための資金供与の枠組みを確立し、同プロジェクトを推進することを目的とするものであり、その主な内容は、

千百六十五億円までの田貨による貸し付けが日本輸出入銀行または同銀行を承継する国際協力銀行からKEDOに対して行われること、

貸し付けは銀行とKEDOとの間で締結される貸付契約に基づき行われること、

我が国政府はKEDOに対しKEDOが支払う利子の総額に相当する額の贈与を行うこと

等であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

男女共同参画社会基本法案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、参議院送付、男女共同参画社会基本法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣野中広務君。

〔国務大臣野中広務君登壇〕

○国務大臣(野中広務君) 男女共同参画社会基本法案について、その趣旨を御説明申し上げます。我が国においては、日本国憲法に個人の尊重、

法のもとの平等がうたわれており、男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みが、国際連合など国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたところあります。その間には、女子差別撤廃条約も批准されました。しかしながら、現実の社会においては、男女間の不平等を感じる人も多く、男女平等の実現に向けて、なお一層、努力していくなければなりません。

また、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも、女性と男性が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、一層、緊急の課題とされているところであります。

このような状況において、男女共同参画社会の実現は、政府の最重要課題であると考えております。そのためには、さまざまな分野において、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を推進することが重要であります。また、人々の意識の中に形成された、性別による固定的役割分担意識等が男女共同参画社会の実現を妨げていることを考えますと、国民一人一人のこの問題についての理解を深め、各自の取り組みを促していくなければなりません。

この法案は、男女共同参画社会の形成に関する基本的理念と、これに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会

のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取り組みが総合的に推進されることを目的としています。

この法律案は、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性も、みずから個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができることを目指すものであり、二十一世紀の日本社会を決定する大きなかぎとなる意義を持つものと考えます。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと等の男女の人権の尊重、社会における制度または慣習についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動とその他の活動の両立、国際的協調という五つの理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に係る責務を明らかにしております。

男女共同参画社会基本法案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。松本惟子君。

〔松本惟子君登壇〕

第一に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関して、政府等は基本的な計画を定めて施策の大綱を国民の前に示すこととともに、施策の策定等に当たっての配慮、国民の理解を深めるための措置、苦情の処理等、調査研究、国際的協調のための措置、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、基本的な施策について規定しております。

本法案の内容に入る前に、まず、男女共同参画社会に対する基本的な考え方並びに基本法の意義について、小沢総理に伺っておきたいと思いま

第三に、現在、男女共同参画審議会設置法に基づいて設置されている男女共同参画審議会について、この基本法にその設置根拠を移すことにより、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制として明確に位置づけております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を出した次第であります。参議院におきまして、男女共同参画社会基本法案に対しても、その趣旨をより明確にするため、前文を加える修正が行われております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

――――――――――――――――――――――――――

す。

我が国において、男女平等は、法のもとの平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中に位置づけられていますが、これを社会に深く根づかせ、事実上の平等を達成するにはまだ至っていません。依然として、社会制度や慣習の中にも位置づけられていますが、これを社会に深く根づかせ、事実上の平等を達成するにはまだ至っていません。依然として、社会制度や慣習の中に、性別による偏りにつながるものが多く残されています。また、職場、地域、家庭における男女の参画には大きな格差があります。

加えて、今日、我が国の経済社会は、少子高齢化、経済活動の成熟化と国際化、企業や国民生活の情報化等の加速的な展開により、大きな変革期を迎えています。これらの変化に対応し、眞の男女平等社会を築くことは、二十一世紀の我が国のあり方を決める重要な課題となっています。

ところで、男女共同参画という言葉が初めて定義づけられたのは、男女共同参画審議会の答申である男女共同参画ビジョンにおいてであります。その中では、男女共同参画は、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、眞の男女平等の達成を目指すものであるとされ、それは国際的な流れである、法律上の平等から事実上の平等の実現を目指したものでもありました。

我が国が半世紀にわたって取り組んできた個人の尊重と男女平等という課題は、男女共同参画という新しい概念のもとに、二十一世紀に向けて我が国が取り組まなければならない最重要課題として提起されたものと言えましょう。

そこで、男女共同参画推進本部長でもある総理にお尋ねをいたします。

男女共同参画に対する基本的な考え方について、とりわけ憲法に規定されている男女平等とのかかわりをどのように解釈されているのか、御見解を伺いたいと思います。

国連憲章と理念とともにする我が国の憲法は、二十一世紀にも引き継がれていく普遍的価値を持つものです。それを前提として、激動する社会の変化の中で新たに加えられるべき課題については、憲法に準じた基本法として制定されてきました。今回提出されている男女共同参画基本法案も同様の意義を持つものと考えます。いわば憲法と個別法の間をつなぐものであり、実質的にはその対象分野について他の法律に優位する性格を持ち、他の法律がこれに誘導されるという関係にあるものと考えていますが、基本法の意義とその効果について、総理にお尋ねいたします。

次に、女子差別撤廃条約選択議定書について、外務大臣にお尋ねをいたします。

本年二月に開かれた国連婦人の地位委員会において、女子差別撤廃条約の選択議定書のコンセンサス採択が行われました。同議定書については、一九九三年の世界人権会議の勧告を踏まえて提案されたもので、今秋の国連総会で採択が予定されていると聞いております。選択議定書は、女子差別撤廃条約に違反する行為がある場合、国内での救済措置を尽くした後に、個人でも国連の女性差

別撤廃委員会に申し立てができるという制度で、条約をより実効あらしめるものとなっています。

我が国においては、從来から、類似の人権規約の選択議定書について、司法権の独立を侵すおそ

れがあるとして、国際組織に個人が申し立てをすることは認めるべきではないという議論が根強くあります。しかし、個人通報制度は、国内手続を尽くした上で行われる制度であり、司法権の独立と抵触するものではないと思いまし、また国際社会においては、多くの国がその必要性を認めて批准している中で、前向きに検討されるべきであると考えます。

人権は日本外交の重要な柱です。人権問題にかかるわる我が国姿勢を示す意味からも、女子差別撤廃条約選択議定書の国連総会での採択と早期批准に積極的に取り組むべきであると考えますが、外務大臣の御見解を伺いたいと思います。（拍手）

以下、本法案の内容について、焦点となっている事項について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

その一つは、法律の目的、理念についてであります。

男女共同参画ビジョンにおいては、男女共同参画社会の基本的な考え方として、社会的、文化的に形成された性別、いわゆるジェンダーに縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会を実現しなければならないと明記されています。ジェンダーという言葉が政府の文書に書かれたのは初

めてであり、また、ジェンダーそのものの解消が目的として掲げられたことは、画期的な意義を持つものであると思います。

男女共同参画は、公式にはジェンダーイコーリティーと英訳をされているように、男女共同参画社会基本法のかなめとなる理念です。したがつて、ジェンダーに縛られない社会の実現について、本法案にポジティブアクションに関する規定

が盛り込まれたことについて、評価するものがあります。

また、基本法の理念として、女性と男性の固定的な役割分担を前提とした制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、可能な限り中立なものとすることが掲げられています。本法案は基本法でありますから、具体的な課題は個別法にゆだねられるとしても、この理念に照らして法にゆだねられるとしても、この理念に照らした場合、少なくとも選択的夫婦別姓など民法改正や、配偶者に係る税制、年金・健康保険等の社会保障制度などの見直しは、当然行われてしかるべきではないでしょうか。（拍手）

既に、社会保障制度審議会の九五年勧告において、家庭責任と就業との組み合わせについて社会保障制度や税制が中立的になるように見直しをすることが必要と指摘されており、九七年の国民生活白書でも同様の指摘が行われてきたことは、御承知のとおりでございます。基本法には個別法を作成して、実施する必要があるのではないかでしょうか。

ポジティブアクションが絵にかいたもちに終わることなく、民間のモデルとなるようとするためにも、目に見える形で具体的に取り組まるべきであるうと思いますが、官房長官の御見解を伺いたいと思います。

第二は、苦情処理の措置についてであります。本法案においては、苦情の処理のために必要な措置、及び人権が侵害された場合における被害者

ように見直し、是正されようとしているのか、厚生大臣並びに官房長官の御見解を伺いたいと存じます。

第二は、積極的改善措置、いわゆるポジティブアクションについてであります。

ポジティブアクションは差別とみなさないとされるべきであると見えますが、官房長官の御見解を伺いたいと思います。

問題は、具体的に何をどのように取り組むかということです。男女共同参画二〇〇〇年プランにおいて、女性国家公務員の採用、登用の促進についてポジティブアクションの取り組みが提起され、この三月公表された公務員制度調査会答申においても、積極的な採用に向けて努力目標を設定することが明記されていますが、これらを具体的に進めるためには、数値目標を入れた中長期的な計画を作成して、実施する必要があるのではないかでしょうか。

ポジティブアクションが絵にかいたもちに終わることなく、民間のモデルとなるようとするためにも、目に見える形で具体的に取り組まるべきであるうと思いますが、官房長官の御見解を伺いたいと思います。

第二は、苦情処理の措置についてであります。本法案においては、苦情の処理のために必要な措置、及び人権が侵害された場合における被害者

の救済を図るために必要な措置を講ずると規定されていますが、講じられる措置の具体的な内容は不明瞭でございます。

男女共同参画審議会答申では、男女共同参画社会の形成の促進のためには、オンライン・パーソナル的機能の活用を含めた苦情等の処理が重要として、行政相談員や人権擁護委員など既存の制度を活用するとともに、必要に応じ個別法で対処していくべきであるとしています。

しかし、現在の人権委員会制度は、規約人権委員会において、国内人権救済機関として不適当とされています。また、国家機関の地位に関する原則、いわゆるパリ原則には、国内人権保障機構としては、広範な権限と責任を有し、構成において独立を保障されており、かつ準司法的権限を持つ委員会を有することが必要とされています。少なくとも広範な権限と責任を有し、独立を保障されている機構としての位置づけが必要であると考えますが、官房長官の御所見、いかがでございましょうか。

最後に、推進体制についてお尋ねいたします。一〇〇一年の中央省庁の再編に当たっては、内閣府に男女共同参画会議が設置され、事務局体制としては男女共同参画局が設置されることが予定されておりますが、本基本法をより実効あるものとするためにも、専任で担当する大臣を置き、十分な予算と人員の措置など体制の拡充整備が必要です。また、N G Oなどの民間団体の活動を促進

して、その連携に積極的に取り組み、施策の充実を図る必要がありますが、総理の御見解、決意をお伺いしたいと思います。

来年の二〇〇〇年世界女性会議を目前にして、小渕内閣が本法案を国会に提出されたことは、男女共同参画社会実現に向けて、大きな一步を踏み出したものとして評価するものでございます。

民主党は、かねてより、実効ある男女共同参画基本法の制定を目指して取り組んできました。が、本院においても、審議を深め、よりよい基本法が実現できるよう努力してまいりますことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣小渕恵三君登壇〕

○内閣総理大臣(小渕恵三君) 松本惟子議員にお答え申し上げます。

男女共同参画に対する基本的考え方について、まずお尋ねがありました。本法案におきましては、男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として活動に参画する機会が確保される社会であると規定されており、また、男女共同参画社会の形成は、男女の人权が尊重されることを旨として行われなければならないことから、憲法が規定する法のもとの平等

は、男女共同参画社会の考え方の基本にあるものと考へております。基本法の意義及び効果についてお尋ねであります。また、ジェンダーについてのお尋ねであります。

本基本法によりまして、法制上の措置を含む幅広い分野にわたる施策が総合的かつ計画的に推進されることが期待されるとともに、男女共同参画

社会の形成についての基本理念に関する国民の理解が深まり、そうした社会の形成のための基盤が整備されることとなると考えます。

推進体制についてお尋ねであります。各省庁等改革におきましては、内閣府に男女共同参画会議を置くとともに、新たに男女共同参画を担当する局を設けることといたしております。なお、担当大臣につきましては、この問題の重要性にかんがみ、現在、内閣のかなめである官房長官を担当大臣に指名しております。今後とも、同長官の

もと、男女共同参画社会の実現を強力に推進してまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に当たりましては、議員御指摘のとおり、民間団体との連携を図りながら進めていくことが重

要であると考え、本法案第二十条に基づき、情報の提供等必要な措置を講ずるように努めることといたしております。

次に、女性国家公務員採用、登用等についてでござりますが、議員が、御指摘がございましたよ

うに、先般、公務員制度調査会から、国家公務員法の定める平等取り扱いと成績主義の原則に基づき、男女共同参画の推進に向けて各種のポジティブアクションを推進する必要がある旨の答申が出ています。政府といたしましては、引き続き、女性国家公務員の採用、登用等の促進について、着実に努めてまいりたいと考えております。

次に、苦情の処理等についてのお尋ねでございますが、男女共同参画社会の形成の促進のために重要な課題であることから、国は、政府の施策についての苦情の処理等のために必要な措置等を講じなければならぬ旨規定をしておるところでございます。具体的にいかなる措置を講じるかに

成された性別とでも訳すと存するわけでございませんが、この言葉は一般的には大変理解しにくいとましてもこの言葉は直接用いておりませんが、議員が御指摘のジェンダーについては、第四条の性別による固定的な役割分担等という言葉にあらわされていると考へております。

次に、議員御指摘の、男女の活動の選択に大きな影響を与える諸制度につきましては、女性の社会進出や家族・就労形態の多様化なども踏まえたながら、男女共同参画社会の形成という観点からも、必要な検討が行われなければならないと考えております。

次に、女性国家公務員採用、登用等についてでござりますが、議員が、御指摘がございましたように、先般、公務員制度調査会から、国家公務員法の定める平等取り扱いと成績主義の原則に基づき、男女共同参画の推進に向けて各種のポジティブアクションを推進する必要がある旨の答申が出ています。政府といたしましては、引き続き、女性国家公務員の採用、登用等の促進について、着実に努めてまいりたいと考えております。

次に、苦情の処理等についてのお尋ねでございますが、男女共同参画社会の形成の促進のために重要な課題であることから、国は、政府の施策についての苦情の処理等のために必要な措置等を講じなければならぬ旨規定をしておるところでございます。具体的にいかなる措置を講じるかに

ます。

次に、苦情の処理等についてのお尋ねでござりますが、ジェンダーについてのお尋ねでございま

すが、ジェンダー、すなわち社会的、文化的に形

つきましては、一方におきまして行政改革が求められておるときでござりますので、その効率性をも十分踏まえながら、まず既存の制度の活用を図ることになると考へております。(拍手)

〔国務大臣高村正彦君登壇〕

○国務大臣(高村正彦君) 女子差別撤廃条約選択議定書についてのお尋ねであります。我が国は、女子差別撤廃条約の締約国として、国連等において、女性の人権及び地位向上に関する議論に積極的に参加しております。

現在作成作業が行われている女子差別撤廃条約選択議定書案は、個人通報制度を定めたものであります。本年三月の国連婦人の地位委員会において採択され、本年の国連総会において採択される見込みでございます。本選択議定書案の締結については、最終的にいかなる案文にて採択されることになるかを見きわめた上で、検討してまいります。(拍手)

〔国務大臣宮下創平君〕

○国務大臣(宮下創平君) 松本議員にお答え申し上げます。

社会保障制度の見直しに関するお尋ねでございますが、女性の社会進出や、家族・就労形態の多様化を踏まえまして、社会保障制度においてもその検討が必要になってきてることは認識しております。

しかしながら、具体的な検討を行う際には、就労状況、賃金水準といった、実際に女性が置かれ

ている社会実態を踏まえながら、民事法制、税制等との整合性に留意し、幅広い検討を行うことが必要であると考えております。なお、女性の年金の問題につきましては、今後、民事法制、税制、社会保障、年金数理などの専門家から成る新たな検討の場を設けまして、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(波部恒三君) 大野由利子君。

〔大野由利子君登壇〕

○大野由利子君 私は、公明党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました男女共同参画社会基本法案について、小淵総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず初めに、著名な詩人である新川和江さんの「わたしを束ねないで」という詩の一節を御紹介いたします。

わたしを束ねないで
わらせいとうの花のよう
白い葱のように
束ねないでください わたしは稻穂

秋 大地が胸を焦がす
見渡すかぎりの金色の稻穂

わたしを束ねないで

娘という名 妻という名

重々しい母という名でしつらえた座に坐りきりにさせないでください

この詩は新川和江さんの代表作の一つですが、私は、幼い子供を抱えて戦闘していったころ、大変感銘を受け、共感を覚えたことを記憶しています。

しかし、女子差別撤廃条約が批准され、国連が主催する地域規模の四つの世界女性会議を節目としながら、我が國も大きく変わってまいりました。今では、女性の宇宙飛行士やダンプカーの運転手、パイロットなども誕生し、一方で、男性の看護士、保育士等も生まれ、ことし四月からは男女の性別による求人募集が禁止されるに至りました。

しかし、男女共同参画社会の現実はまだまだ女性の描く理想とはほど遠く、女性の働きやすさで比較した場合も、我が国は、一九八〇年にはOECD二十三カ国中十六位と下位の方にランクされてしまいましたが、一九九五年になると十九位とさらにランクが下がっています。この十五年間、他国に比べ我が国がいかに変革のための努力を怠ってきましたかを物語っています。日本が、女性の社会参加を推進するような環境づくりに、本腰を入れて取り組まざるを得ない状況まで来ていることを示しています。

さて、歌手の安室奈美恵さんの夫サムさんが子供の温大君を抱いている厚生省のポスターが大きな話題を呼びました。「育児をしない男を、父とは呼ばない。」刺激的なこのポスターのキャッチコピーに、感情を害す男性もいたと聞いています。

育児をしたくても時間がないとの抗議が寄せられたりするそうです。確かに、早朝から深夜まで働

男女共同参画社会の基本は、まず、政策方針決定の場に男女が共同で参画することです。四月の後半の統一地方選挙では、女性の当選者が全国の市議選で過去最多の千四十八人となり、初めて一割を超えるました。我が党の女性議員も一挙に四年前の二倍となりました。男女共同参画社会が時代の要請となってきたことのあかしであると確信いたします。

そこで、自民党總裁でもある総理にお伺いいたします。

与党の第一党である自民党が、国政においても地方政治においても、女性議員の割合が四%未満と極端に低いことをどのように認識しておられますか。また、魄より始めよといふことわざがありますが、今後どのように改善していくかと思われますか。御所見をお聞かせください。

さて、歌手の安室奈美恵さんの夫サムさんが子供の温大君を抱いている厚生省のポスターが大きな話題を呼びました。「育児をしない男を、父とは呼ばない。」刺激的なこのポスターのキャッチコピーに、感情を害す男性もいたと聞いています。

育児をしたくても時間がないとの抗議が寄せられたりするそうです。確かに、早朝から深夜まで働

男女共同参画社会の趣旨説明に対する松本惟子君の質疑 男女共同参画社会基本法案の趣旨説明に対する大野由利子君の質疑

衆議院には現在、女性議員が二十四名で、全体の四・八%を占めているにすぎません。列国議会同

かざるを得ない企業戦士に、この上子育てを要求するのは酷かもしません。日本の長時間労働の見直しが必要です。さらに、男は仕事、女は家庭という、根強い性別役割分担意識を変えていかなければなりません。

このような性別役割分担意識は、女性の社会進出を阻むばかりでなく、男性を仕事人間に縛りつけているのも事実です。仕事が終わり、家に帰りたくても、会社の同僚や上司に飲みに誘われれば、つき合いで断れない。育児休暇も、男性がとれば奇異な目で見られる風潮等があります。

男女共同参画社会は、単に女性にプラスになるだけではありません。ひたすら会社人間として生き定年後は家庭からも地域からも疎外され、ねれ落ち葉などというレッテルを張られ、深刻な老後が待っているかもしれない男性にとって、明るく豊かな生活への道しるべとなります。総理は、二十一世紀における男性の老後の暮らしについて、また御自身の老後についてどのようにお考えか、お尋ねします。(拍手)

今回の法案が社会の慣行等についても言及していることは画期的であります。法案の第四条において、社会における制度のみならず慣行が男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることから及ぼす影響を中立的にするように配慮されなければならぬとあります。しかし、見直しという表現ではなく配慮にとどめたのは、どのような意図があるのか、お聞かせいただきたい。また、配

慮という言葉で、果たしてこの法案に実効性はあるのでしょうか。官房長官の御所見と担当大臣と見直しが必要です。さらに、男は仕事、女は家庭という、根強い性別役割分担意識を変えていかなければなりません。

法案十七条に苦情の処理等の規定があります。具体的にはどのような措置を講じることを考えておられるのでしょうか。行政の相談窓口を明確にすること及び第三者機関のオンブズパーソンを確立すべきと思いますが、官房長官の御所見をお伺いします。

また、女性も男性も、職場や家庭や地域で個性と能力を發揮し、生き生きと自己実現できる社会にするには、育児や介護を社会で支えるシステムの充実が不可欠です。今現在、全国では、保育所に預けたくても入れない子供たちが四万人もいる実態があります。早急に保育待機児童をゼロにしますが、その具体策について、厚生大臣にお伺いします。

さて、女性と暴力についてであります。女性に対する暴力は、性犯罪、夫、パートナー等からの暴力、セクシュアルハラスメントなど、さまざまな形態がありますが、どのような形であれ許されるものではありません。女性の人権が尊重されていない社会は、女性に対する暴力を生み出しやすい構造になっていると指摘せざるを得ません。そこで、まず、夫などの暴力から女性を保護するための駆け込み寺のような施設、女性人権センターのようなものを創設すべきではないかと提案しますが、總理の御見解を求めます。

また、社会からあらゆる暴力を根絶するためには、弱者や女性に対する暴力の加害者予備軍をつくるためにも、これ以上子供たちを暴力的環境にさらしてはならないと私は強く訴えるものであります。

芸術、文化や表現の自由は大切な問題ですが、それ以上に、人権が最優先の課題です。女性の性の商品化や暴力表現など、営利のみを目的とした有害なものには何らかの規制が必要であります。

特に、テレビの影響が大きいため、暴力や性的シーンのあるものを子供たちに見せないように、子供に有害な番組をブロックする仕組みとして、親が選択できるVチップの導入を怠ぐべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そのため、行政が介入するのではなく、放送事業者と視聴者、有識者等を構成員とする第三者機関を設立し、メディア業界が積極的かつ自発的にチェックするシステムをつくるべきだと考ふまですが、郵政大臣の御所見をお伺いいたします。また、政府は業界に対し自主的取り組みへの協力を求められる考はないか、あわせてお伺いします。

男女共同参画社会と二十一世紀における高齢期の男性の暮らしについてのお尋ねがありました。男女共同参画社会の実現は、議員御指摘のところ、男性にとっても大切であります。男女共同参画社会とは、男女を問わず、家庭や地域とのつながりも大切にしながら、個人がその能力と個性を十分に發揮することができる社会であります。このような社会の実現を図るとともに、高齢期になつても、健康で、自立し、社会参加のできる環

〔内閣総理大臣小淵恵三君登壇〕

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 大野由利子議員にお答え申し上げます。

まず、議員御指摘の自民党的女性議員の比率等につきましては、党といたしましても真剣に考えていかなければならない問題と考えております。

いずれにいたしましても、男女共同参画社会の形成に当たりましては、政策方針決定過程への共同参画の推進は重要な課題であると認識をいたしております。議員御指摘のとおり、国政におきましても、また地方政府におきましても、女性の参画は重要であり、さきの地方選挙におきましても、全体として、女性の当選者が大幅にふえたところであります。二十一世紀に向けて、政策方針決定過程を初めとして、社会のあらゆる分野に女性の参画を進めるため、努力していきたいと考えております。

男女共同参画社会と二十一世紀における高齢期の男性の暮らしについてのお尋ねがありました。男女共同参画社会の実現は、議員御指摘のところ、男性にとっても大切であります。男女共同参画社会とは、男女を問わず、家庭や地域とのつながりも大切にしながら、個人がその能力と個性を十分に發揮することができる社会であります。このような社会の実現を図るとともに、高齢期になつても、健康で、自立し、社会参加のできる環

境整備を図ることによりまして、二十一世紀の高齢者は生きがいを持って充実した生活を送ることができます。また、私自身につきましても、そうした社会の一員として、充実した生活を送れるよう、自分なりの努力を払っていきたいと思っております。

女性に対する暴力についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、女性に対する暴力は許されべきものでなく、緊急やむを得ない場合の一時保護等も極めて重要であります。政府の行動計画である男女共同参画（一〇〇〇年プランや先月二十七日にいただいた男女共同参画審議会の答申）女性に対する暴力のない社会を目指しての趣旨を踏まえまして、政府といたしましては、各種施策の推進に積極的に取り組む所存でございます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣野中広務君登壇〕

○国務大臣（野中広務君） 大野由利子議員の私に対する御質問にお答えを申し上げます。

お尋ねの第四条につきましては、直接的に男女共同参画社会の形成とは関係がないような制度、慣行でありましても、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがあります。また、男女共同参画社会の形成の観点からも配慮されなければならない旨を規定しておるところであります。男女の活動の選択に大きな影響を及ぼす制度につきましては、女性の社会進出や

家族・就労形態の多様化なども踏まえつつ、男女共同参画社会の形成という観点からも必要な検討を行ってまいる所存であります。

苦情の処理等についてのお尋ねでございますが、男女共同参画社会の形成の促進のためには重要な課題でありますことから、国は、政府の施策についての苦情の処理等のために必要な措置等を講じなければならない旨を規定しておるところでございます。

具体的にいかなる措置を講ずるかにつきましては、先ほども御答弁申し上げたところでございますが、現在、一方におきまして行政改革が求められており中での効率性も踏まえまして、まず、既存の制度であります人権擁護委員、行政相談委員、国政審査権等の諸制度の活用を図ることとなると考えております。（拍手）

〔国務大臣宮下創平君登壇〕

○国務大臣（宮下創平君） 大野由利子議員にお答え申し上げます。

保育所に関するお尋ねでございますが、入所待機児童の解消と多様な保育サービスの充実は、極めて重大な課題であると考えております。このために、待機児童の解消という観点から、緊急保育対策等五カ年事業によります低年齢児受け入れ枠の拡大などの施策を推進すること、また夜間保育、延長保育等を実施しやすくなるために施策を改善し、その推進を図ることなどの取り組みをいたしておるところでございます。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣（野田聖子君） Vチップの導入を急ぐべきとのお尋ねですが、郵政省としましては、視聴者代表、学識経験者、放送事業者等を含めた会合により検討を行ってきたところでありますが、現時点においては、番組選択支援を行うVチップは、継続検討していくこととしております。

次に、第三者機関の設置と、業界に対する協力要請についてのお尋ねでございますが、放送法において、放送事業者は、放送番組の適正を図るために、番組審議機関を設置し、その意見を尊重して必要な措置をしなければならないこととされています。また、日本放送協会及び日本民間放送連盟が、共同で、自主的に放送番組向上協議会を設立して審議される放送番組のあり方などの意見を取り入れております。

郵政省としましては、これららのシステムを通じて、放送事業者において放送番組の適正を図るための努力が行われるものと考えていますが、今後、放送事業者に対して、必要に応じて働きかけをしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、放送は、法の理念を申し上げるまでもなく、表現の自由の確保と公共の福祉の適合を原則としておりまして、行政としても、この理念に基づき対処してまいります。（拍手）

○副議長（渡部恒三君） 瀬古由起子君。

〔瀬古由起子君登壇〕

○副議長（渡部恒三君） 瀬古由起子君。

〔瀬古由起子君登壇〕

○瀬古由起子君 私は、日本共産党を代表して、男女共同参画社会基本法案について質問をいたします。

第一に、総理は参議院本会議で、男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分發揮できる機会を保障することも重要な基本理念にしていると答弁されております。それなら、なぜ、日本国憲法や女子差別撤廃条約を初めILLO条約等の国際条約にある男女平等理念を本法案に明記

しないのでしょうか。男女平等をこの法律にしつかり掲げることこそ、女性差別是正を求めて日々苦労している多くの女性たちの期待と願いにこたえることではないでしょうか。答弁を求めます。(拍手)

第二は、企業責任を明記すべきだということです。賃金格差など女性への差別が最も強く残っているのが雇用の現場です。これを放置したままでは男女共同参画はありません。雇用の機会の確保、労働時間の短縮、家族的責任との両立など、企業の責任を明確にすることが求められております。

女子差別撤廃条約第二条では、個人、団体または企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとることとしております。ところが、この法案には、社会的存在としての企業は出てこず、また、雇用者としての事業主も全く姿をあらわしません。一九九六年に策定された政府の男女共同参画一〇〇〇年プランでも、企業による積極的な取り組みを明記しております。女性の地位向上を進める上で企業が果たすべき特別に重要な責任を、総理はどのように理解されているのでしょうか。

本法案は、その基本理念に、家庭生活における活動と他の活動との両立を掲げていますが、今我が国で最も問題になっている長時間労働の解決一つとっても、企業の責務を抜きにして一步も

前進いたしません。

また、少子化が問題になっていますが、働く女性の中には、健康への不安が大きく、子供を産む自信がないという声が多くあります。女性の就業率が高く、男女の賃金格差の小さい方が出産率が高くなっていると言われております。働きながら子供を産み育てられる社会、男女が平等に生きられる社会こそ求められております。

ILO第百五十六号条約の第三条では、差別待遇を受けることなく、また、できる限り就業に係る責任と家族的責任とが相反することなく就業する権利を行使することができるようになります。ところが、企業の責務を初めから落としてしまったのでは、条約が求めている國の責任さえ放棄することにならないでしょうか。企業責任を明記することについて答弁を求めます。(拍手)

第三に、母性保護について質問をいたします。

一九九七年に全国労働組合総連合女性部が三千五百人を対象にして実施した調査の中の、妊娠・出産状況のアンケート結果によれば、八百四十人の対象者のうち約三割の二百四十二人が異常出産という深刻な事態が明らかにされています。また、妊娠について見ますと、八百四十人の回答者のうち、順調だと答えたのは三五%しかなった、異常があつた人のうち、切迫流産だったと答えた人が百九十人も達し、実に全体の二二・六%に及んでいます。

母性は社会的機能であり、その保護は人間社会

の存続にとって欠かすことのできない基本的条件であり権利であることは、何人も否定できないのとおり、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと等の男女の人権の尊重を掲げております。男女の役割が差別の根柢となるべきではないこと

が二つ下がると、産休、育休をとるとボーナス査定や昇格まで悪影響を及ぼすとか、育児休暇明けで配転、退職勧奨されたなど、母性保護を理由にした差別が広く存在しています。母性保護は単に妊娠出産時だけの問題ではありません。母性の社会的重要性を総理はどうお考えでしょうか。本法案に母性保護を明記することが必要だと考えますが、答弁を願います。

最後に、男女平等、女性差別をめぐっては、性別を表向きの理由にしない、事実上の差別や、労働時間などの男女共通規制の問題、差別被害を救済するための独立した機関の必要性など、重要な問題が幾つもあることを指摘しておきます。

日本共産党は、創立以来、男女平等を掲げてきました党です。今後とも女性の地位向上のために全力を尽くす決意を述べ、質問を終わりります。(拍手)

(内閣総理大臣小渕恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小渕恵三君) 濑古由起子議員にお答え申し上げます。

(国務大臣野中広務君登壇)

○国務大臣(野中広務君) 濑古由起子議員の私に対する質問にお答えをいたします。

企業の責任についての問題でございますが、た

本法案は、男女共同参画社会が、男女が社会の対等な構成員として活動に参画する機会が確保され、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと等の男女の人権の尊重を掲げております。男女の役割が差別の根柢となるべきではないこととして、男女平等の理念を十分に踏まえたものとなっております。

お尋ねの企業の責任については、企業におきましては、男女共同参画のために積極的に取り組んでいくことが重要であると認識をいたしており、本法案の第十条におきまして、国民の責務として、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならぬ旨規定いたしておるところであります。母性の社会的重要性についてお尋ねであります。

だいま総理からもお答えがございましたように、男女共同参画社会の形成に当たりましては、御指摘の、職場だけでなく、あらゆる分野において取り組みを行うことが求められておるわけでございまして、企業の責任を特記するだけではなく、国民の責任として、職域、学校、地域、家庭等、あらゆる分野におきまして、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない旨を規定しております。

また、母性の社会的重要性についてのお尋ねにつきましても、だいま総理から御答弁がございましたように、この法案の基本理念である男女の権利の尊重に照らして、母性保護の問題も重要なと認識をしておるところでございます。この問題に上げられておるところでございます。この問題につきましては、今後とも政府全体として取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 横光克彦君。

(横光克彦君登壇)

○横光克彦君 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、男女共同参画社会基本法案につきまして、小沢総理大臣並びに野中官房長官に質問をいたします。

今、二十一世紀を目前にして、新しい社会が求められております。我が国では、日本国憲法に

おいて、個人の尊重、男女平等の理念がうたわれ、以来、各種の法律や制度の整備が図られてきました。

しかし、いまだ社会制度及び慣習が個人の人権を尊重するには不十分であること、性別役割分業が制度的、社会的に撤廃されていないこと、社会における意思決定過程への参画の不平等、雇用の不平等、女性に対する暴力、女性の生涯を通じた性と生殖に関する権利の未保障、家族的責任が多くの場合女性に課されているなどなどの性差別が厳存いたしております。

私は、このように、我が国ではいまだ多くの課題が山積していることを踏まえ、女性差別撤廃条約を初め、家族的責任に関するILC百五十六号条約、北京女性会議行動綱領など、国際的水準に合致した男女平等社会実現のために最大限の努力を払うことは、今や国民的課題であると認識するものであります。

そこで、まず総理にお伺いいたします。

今回提出された法案の名称は、男女共同参画社会基本法とされております。男女共同参画社会が男女平等を当然の前提としていることは言つまでもないでしよう。しかし、今問題なのは、その前提、すなわち女性の人权が確立していないという事ではありますまい。総理、男女共同参画社会の前提たる男女平等が、現状において確立して

続いて、法案の内容について官房長官にお伺いいたします。

第一は、法制上の措置についてであります。

私は、基本法を本当に意義あるものとするためには、基本法制定を契機に現行法、制度を男女平

等実現の観点から改めて検討し、現行法の必要な改正、既存の施策の拡充はもちろん、新たなる立法措置、財政上の措置を講ずることが必要であると考えております。法案第十一条は、今私が申し上げた趣旨であると理解してよろしいであります。御意見をお聞かせください。

さらに、男女平等社会の実現を図る観点から、現在、例えば雇用における男女平等をどう実現するか、男女がともに家庭生活、職業生活を両立していく権利をどう保障するか、慣習的な性別役割分業をどう撤廃していくかなどといった課題が提起されているところでございます。

私は、基本法制定後、こうした課題について可及的速やかに検討を行うべきだと考えておりますが、官房長官におかれましては、今私が申し上げました課題を含めて、官房長官が御承知されてい

る課題を具体的にお示しいただきたく存じます。よろしく御答弁賜りますようお願いいたします。

第二は、苦情の処理及び人权が侵害された場合の被害者救済の措置に關してであります。

言つまでもなく、人权が侵害された場合、実効力ある制度が必要であります。仮に既存の制度

を活用した場合、実効性の面で十分ではないと考

えますが、いかがお考えでしょうか。法案では、国は政府の施策についての苦情処理や人权侵害の被害救済のため必要な措置を講ずるとされておりますが、この点につきましては、当然ながら、新たな措置を講ずるとの内容が含まれていると理解いたしますが、御見解をお伺いいたします。

私は、今後、施策の策定及び推進に当たっては、NGOなど民間団体の参加のもと、連携を深めながら進めていくことが重要であり、これら取り組みに対する政府、地方公共団体による支援についても必要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

また、施策を進めるには、学校教育はももちろん、社会のあらゆる場における男女平等に関する教育、啓発が不可欠であり、その推進のためには、新たな法的あるいは財政的措置を含めて検討することが必要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

私は、個人の人权尊重と性差別の撤廃の視点が明確に打ち出された基本法の制定とともに、国際的な基本原則を踏まえた現行法、制度の抜本的見直しがなされ、男女平等社会の実現が図られるこ

とを強く期待するものであります。そこで、最後に、男女平等の実現に向けた総理の御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

[内閣総理大臣小淵恵三君登壇]

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 横光克彦議員にお答え申し上げます。

男女平等など、人権尊重についてお尋ねがありますが、男女平等の実現に向けては、なお一層の努力が必要であると認識をいたしております。でありますので、本法案におきましても、男女の人の権の尊重を基本理念として、性別による差別的取り扱いを受けないことを明確に規定いたしておるところでございます。

お尋ねの、男女平等の実現については、男女共同参画社会の前提であると考えております。性別による差別的取り扱いを受けないこと等の男女の権の尊重などを基本理念といたしまして、男女が社会の対等な構成員として、能力と個性を發揮しながら、充実した生活を送ることのできる男女共同参画社会の形成に尽力をいたしてまいり所存でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

[国務大臣野中広務君登壇]

○国務大臣(野中広務君) 横光克彦議員の私に対する御質問にお答えをいたしたいと存じます。まず、法案第十一條についてであります、議

員が御指摘のとおり、十一條は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講ずることが重要であることを規定したものでござります。個別具体的な課題につきましては、今後、本法案を踏まえまして、個々にその必要性を検討した上で、議員の御指摘等を踏まえ、適切な対応を図つてまいりたいと存じております。

次に、苦情の処理等についてのお尋ねでございますが、先ほどお答えを申しておりますとおり、男女共同参画社会の形成の促進のために重要な課題でありますから、国は政府の策にについての苦情の処理等のために必要な措置を講じなければならぬ旨を規定しておるところでございます。

具体的にどのような措置を講ずるかにつきましては、行政改革が求められておる中におきます効率性等も踏まえまして、まず、既存の制度を活用することから始めてまいりたいと存じております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十六分散会

出席議員

内閣総理大臣 小淵 恵三君
法務大臣 陣内 孝雄君
外務大臣 高村 正彦君
厚生大臣 宮下 創平君
農林水産大臣 中川 昭一君
郵政大臣 野田 聖子君
労働大臣 甘利 明君

最後に、男女平等に関する教育、啓発のための法的あるいは財政的措置についてのお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、国民の理解を深めることが重要であることが必要でありますことから、本法第十六條にその旨を、また第十一條に、政府は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上または財政上の措置等を講じなければならない旨を規定しておるところでございます。以上を踏まえて、政府といつても真剣に取り組んでまいりたいと存じております。(拍手)

○議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る一日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

あると考えております。また、国は、本法案二十一条に基づき、情報の提供等必要な措置を講ずるよう努めることとしたところでございました。

(通知書受領)

一、昨一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

官報 (号外)

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求める件
投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件
投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求める件
司法制度改革審議会設置法

一、昨二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

土地基本法第十条第一項の規定に基づく平成十一年度土地の動向に関する年次報告

土地基本法第十条第二項の規定に基づく平成十一年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
決算行政監視委員

熊谷 市雄君
森 喜朗君
安倍 晋三君
晋三君

辞任 换休

赤羽 一嘉君
村山 富市君
安倍 晋三君
森 喜朗君
富田 茂之君
赤羽 一嘉君
保坂 展人君
新藤 義孝君
滝 実君
新藤 義孝君
滝 実君
砂田 圭佑君
谷 洋一君
山本 幸三君
岩國 哲人君
中桐 伸五君
並木 正芳君
小池 百合子君
鶴下 一郎君
鶴下 一郎君
西川 公也君
近藤 昭一君
吉川 貴盛君
鶴下 一郎君
川内 博史君
西川 公也君
近藤 昭一君
吉川 貴盛君
並木 正芳君
小池 百合子君
鶴下 一郎君
西川 公也君
三沢 淳君
三沢 淳君
中村 昭宏君
中村 昭宏君
飯島 忠義君
小島 敏男君
中村 錠一君
大村 秀章君
大村 秀章君
北沢 清功君
西田 猛君
太田 昭宏君
中村 昭宏君
藤村 修君
葉山 峻君
阪上 善秀君
古屋 圭司君
小林 守君
坂上 善秀君
古屋 圭司君
坂上 善秀君
坂本 剛二君
細田 博之君
戸井田 徹君
細田 博之君
岩國 哲人君
中桐 伸五君
山本 讓司君
樹屋 敬悟君
桑原 豊君
松崎 公昭君
古賀 一成君
石井 啓一君
佐々木洋平君
鰐淵 俊之君

赤羽 一嘉君
村山 富市君
安倍 晋三君
森 喜朗君
富田 茂之君
赤羽 一嘉君
保坂 展人君
新藤 義孝君
滝 実君
新藤 義孝君
滝 実君
砂田 圭佑君
谷 洋一君
山本 幸三君
岩國 哲人君
中桐 伸五君
並木 正芳君
小池 百合子君
鶴下 一郎君
鶴下 一郎君
西川 公也君
近藤 昭一君
吉川 貴盛君
鶴下 一郎君
川内 博史君
西川 公也君
近藤 昭一君
吉川 貴盛君
並木 正芳君
小池 百合子君
鶴下 一郎君
西川 公也君
三沢 淳君
三沢 淳君
中村 昭宏君
中村 昭宏君
飯島 忠義君
小島 敏男君
中村 錠一君
大村 秀章君
大村 秀章君
北沢 清功君
西田 猛君
太田 昭宏君
中村 昭宏君
藤村 修君
葉山 峻君
阪上 善秀君
古屋 圭司君
小林 守君
坂上 善秀君
古屋 圭司君
坂上 善秀君
坂本 剛二君
細田 博之君
戸井田 徹君
細田 博之君
岩國 哲人君
中桐 伸五君
山本 让司君
樹屋 敬悟君
桑原 豊君
松崎 公昭君
古賀 一成君
石井 啓一君
佐々木洋平君
鰐淵 俊之君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

藤村 修君
太田 昭宏君
並木 正芳君
小池百合子君
江崎 鐵磨君
西田 猛君
三沢 淳君
島山健治郎君
北沢 清功君
太田 昭宏君
並木 正芳君
小池百合子君
鶴下 一郎君
坂上 善秀君
古屋 圭司君
坂上 善秀君
坂本 剛二君
細田 博之君
戸井田 徹君
細田 博之君
岩國 哲人君
中桐 伸五君
山本 让司君
樹屋 敬悟君
桑原 豊君
松崎 公昭君
古賀 一成君
石井 啓一君
佐々木洋平君
鰐淵 俊之君

投資の促進及び保護に関する日本国とパンガラ
デシュ人民共和国との間の協定の締結について
承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシ
ア連邦政府との間の協定の締結について承認を
求めるの件

一、昨二日、参議院から、本院の送付した次の内
閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

司法制度改革審議会設置法案

右
食料・農業・農村基本法案
内閣総理大臣 小淵 恵三

平成十一年三月九日

国会に提出する。

日次

第一章 総則(第一条～第十四条)

第二章 基本的施策
(第十五条～第十七条)

第一節 食料・農業・農村基本計画(第十八条～
第二十条)

第二節 食料の安定供給の確保に関する施策
(第二十一条～第二十三条)

第三節 農業の持続的な発展に関する施策
(第二十四条～第二十六条)

第四節 農村の振興に関する施策(第二十七条～
第二十九条)

条 第二十六条)

第三章 行政機関及び団体(第三十七条～第三
十八条)

第四章 食料・農業・農村政策審議会(第三十
九条～第四十三条)

附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という)について

は、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に發揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特

は、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることからかんがみ、国内の農業生産を基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない。

第五条 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進し

つつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する國民の需要に即して行われなければならない。

これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

(農村の振興)

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(水産業及び林業への配慮)

第六条 食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、水産業及び林業との密接な関連性を有することにかんがみ、その振興に必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第七条 国は、第二条から第五条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という)にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、
(地方公共団体の責務)

<p>（年次報告等）</p> <p>第十四条 政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村の動向並びに政府が食料、農業及び農村に関する講じた施策に関する報告を提出しなければならない。</p> <p>2 政府は、毎年、前項の報告に係る食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。</p> <p>3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。</p> <p>4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。</p> <p>6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。</p> <p>8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>	
<p>（農業者等の努力の支援）</p> <p>第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 食料自給率の目標</p> <p>三 食料、農業及び農村に関する政府が総合的な役割を果たすものとする。</p> <p>(法制上の措置等)</p>	
<p>第十六条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を進めるために必要な事項</p>	
<p>（農業者等の努力）</p> <p>第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行つて当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の努力)</p> <p>第十一条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(農業者等の努力の支援)</p> <p>第十二条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(消費者の役割)</p>	
<p>第十三条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。</p>	

を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力、これらの地域に対する食料援助その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、當農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業經營基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(望ましい農業構造の確立)

第二十二節 農業の持続的な発展に関する施策

第二十二条 国は、良好な營農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十三条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及ぶ経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業を営む者等による農業経営の展開)

第二十四条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産組織の活動の促進)

第二十五条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎として行つ農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(農業灾害による損失の補てん)

第二十六条 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農地の確保及び有効利用)

第二十七条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行ふことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

第二十八条 国は、農産物の価格の形成と経営の安定化が重要なことからみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第二十九条 国は、消費者の需要に即した農業生産の確保及びその有効利用を図るために、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三十条 国は、消費者の需要に即した農業生産の確保及びその有効利用を図るために、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三十一条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第三十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(自然循環機能の維持増進)

第三十三条 国は、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業資材の生産及び流通の合理化)

第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計講ずるものとする。

第三十五条 国は、農業に対する理解と関心を深めよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第三十六条 国は、男女が社会の対等な構成員と

(農地の確保及び有効利用)

第三十七条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るために、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産の基盤の整備)

第三十八条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行ふことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

第三十九条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行ふことができる環境整備を推進するものとする。

(農業灾害による損失の補てん)

第四十条 国は、農産物の価格が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第四十一条 国は、消費者の需要に即した農業生産の確保及びその有効利用を図るために、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業の振興)

第四十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(自然循環機能の維持増進)

第四十三条 国は、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業資材の生産及び流通の合理化)

第四十四条 国は、農業に対する理解と関心を深めよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第四十五条 国は、男女が社会の対等な構成員と

(農地の確保及び有効利用)

第四十六条 国は、農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るために、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産の基盤の整備)

第四十七条 国は、地域の農業における高齢農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行ふことができる環境整備を推進するものとする。

(高齢農業者の活動の促進)

第四十八条 国は、農産物の価格が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業灾害による損失の補てん)

第四十九条 国は、農産物の価格の形成と経営の安定化が重要なことからみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第五十条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(自然循環機能の維持増進)

第五十一条 国は、農業資材の生産及び流通の合理化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業資材の生産及び流通の合理化)

第五十二条 国は、農業に対する理解と関心を深めよう、農業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第五十三条 国は、男女が社会の対等な構成員と

画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の振興)
第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行ふこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。
(都市と農村の交流等)

第三十六条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でよりある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について

て、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需

要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)
第三十七条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力

するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第三十八条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食料・農業・農村政策審議会

(設置)
第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)
第四十条 審議会は、この法律及び他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(農業基本法の廃止)
第二条 農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)は、廃止する。

(経過措置)
第三条 この法律の施行の際平成十一年における

(組織)

第四十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関する学識経験のある者のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員により、内閣総理大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(附 則)

4 この法律の施行前に旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際平成十一年における旧基本法第七条の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合は、前項の規定によりなお従前の例によるものとされ

た旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、第十四条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。

(土地改良法の一部改正)
第四条 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二 第一項中「農政審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

(甘味資源特別措置法の一部改正)

第五条 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律

第四十一条)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十三条第二項第一号中「第三条及び農業基
本法第八条第一項の規定により公表された甘味
資源作物に係る長期見通し等から推定される」

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第六条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十
六年法律第二百八号)の一部を次のように改正す
る。

第一条第二項中「農業構造の改善」及び「

「農業構造の改善」とは、農業構造の規模の拡
大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他
農地保有の合理化及び農業経営の近代化をい
い」に改め、「それぞれ、農業基本法(昭和三十
六年法律第二百一十七号)第一条第一項第三号の
農業構造の改善及び」を削る。

理由

近年の我が国における食料自給率の低下、農業
構造の変化等食料、農業及び農村をめぐる諸情勢
の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する
施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、農業
基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念
及びその実現を図るために基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らか
にする等の必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。食料・農業・農村基本法案(内閣提出)に関する
する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の我が国における食料自給率の
低下、農業構造の変化等食料、農業及び農村を
めぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及
び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進
を図るため、農業基本法に代わる新たな基本法
を制定しようとするものであり、その主な内容
は次のとおりである。

1 この法律は、食料、農業及び農村に関する

施策について、基本理念及びその実現を図る
のに基本となる事項を定め、並びに国及び地
方公共団体の責務等を明らかにすることによ
り、食料、農業及び農村に関する施策を総合
的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安
定向上及び国民経済の健全な発展を図ること
を目的とする」と。

2 食料、農業及び農村に関する施策について

の基本理念として、食料の安定供給の確保、
多面的機能の發揮、農業の持続的な発展及び
農村の振興について定めるものとする
こと。3 国及び地方公共団体の責務を定めるものと
すること。4 政府は、食料、農業及び農村に関する施策
の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策
についての基本的な方針、食料自給率の目標
等の事項を内容とする食料・農業・農村基本
計画(以下「基本計画」という。)を定め、これ
を公表しなければならないものとする」と。
基本計画は、諸情勢の変化を勘案し、おお
む五年ごとに変更するものとする」と。
5 国は、食料の安定供給の確保に関する施策
として、食料消費に関する施策の充実、食品
産業の健全な発展、農産物の輸出入に関する
措置、不測時における食料安全保障、農業及
び農村に関する国際協力の推進等の施策を講
ずるものとすること。6 国は、農業の持続的発展に関する施策とし
て、望ましい農業構造の確立、専ら農業を営
む者等による農業経営の展開、農地の確保及
び有効利用、農業生産の基盤の整備、人材の
育成及び確保、技術の開発及び普及、農産物
の価格の形成と経営の安定に関する措置、自
然循環機能の維持増進等の施策を講ずるもの
とする」と。7 国は、農村の振興に関する施策として、農
村の総合的な振興、中山間地域等の振興、都
市と農村の交流等の施策を講ずるものとする
こと。8 政府は、毎年、食料、農業及び農村に関する
年次報告等を国会に提出しなければならぬ
こと。

いものとする」と。

9 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議
会を置くものとすること。
10 この法律は、公布の日から施行すること。
11 農業基本法は、廃止すること。

二 議案の修正議決理由

12 本案は、二十一世紀を展望した食料、農業及
び農村に関する新たな政策の方向を確立するも
のとして、おおむね妥当なものと認めるが、國
民に対する食料の安定的な供給については、國
内の農業生産の増大を図ることを基本として行
われなければならないものとすること等の修正
をすることを適当と認め、別紙のとおり修正議
決すべきものと議決した次第である。なお、本修正は自由民主党、民主党、公明
党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民
連合の共同提案により行われたものである。
また、日本共産党の提案に係る修正案は、少
数をもって否決された。

右報告する。

平成十一年六月一日

農林水産委員長 稔穂 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

(食料の安定供給の確保)
(小字は修正)第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことが
できないものであり、かつ、健康で充実した生

活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることから、国内の農業生産○の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行わなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図らなければならない。

第一節 食料・農業・農村基本計画

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標
三 食料、農業及び農村に関する政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

四 前二号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

五 前項第一号に掲げる食料自給率の目標は、○その向上を図ることを旨とし、○国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

六 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

七 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、○国会に報告するとともに公表しなければならない。

八 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求める件

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求める件

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与の枠組みを確認し、

官 報 (号) 外

を確立することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

プロジェクトの実施のため、千百六十五億円（一一六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による貸付け（以下「貸付け」という。）が、日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行（以下「銀行」という。）により機構に対し日本国の関係法令に従って行われることとなる。

第二条

貸付けは、銀行と機構との間で締結される貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づいて行われることとなる。貸付契約に定められる貸付けの条件は、特に次の原則を含むこととなる。

(a) 銀行は、次の半年間に必要とする貸付けの

支払の額が明示した支払の要請であつて機構が銀行に提出しかつ日本国政府に通報するもの考慮して、半年ごとに毎年一月十六日及び七月十六日に、支払の額を決定し及び送金する。ただし、銀行は、千九百九十九暦年に

おいては、これらの日以外の日に支払の額を決定し及び送金することができる。

貸付けの最後の支払の日は、二番目の軽水炉プラントの完成の日又は機構とプロジェクトの主たる契約者との間で締結される完成品受渡し方による契約（以下「契約」という。）が

効力を生ずる日から百十三箇月後の日のう

ち、いずれか早い方の日とする。この(a)に定める貸付けの最後の支払の日以前に当該プロジェクトが完成しない場合には、機構及び銀行は、貸付けの追加的な支払の必要性を検討するため協議を行い、るべき適切な措置を決定する。

(b) 貸付けの各支払に係る利率は、当該支払の

日における日本円の長期プライム・レート（年利）から〇・二ペーセントを減じたもの又は同日における資金運用部からの借入金の利

率（年利）のうち、いずれか高い方の利率とする。各支払に係る利率は、当該支払の日の十一年後の日に、その日の日本円の長期プライム・レート（年利）から〇・二ペーセントを減じたもの又は同日における資金運用部からの

借入金の利率（年利）のうち、いずれか高い方の利率に調整する。その後は、十年ごとにそのような調整を行う。

(c) 機構は、一番目の軽水炉プラントが完成する時に、貸付けのうち一番目の軽水炉プラントの完成のために使用された部分の金額を銀行の同意を得て決定する。貸付けの残余の部

分は、二番目の軽水炉プラントの完成のために使用された又は使用される部分とする。貸付けのそれぞれの部分の元本の返済は、三十

四回の均等半年賦で行う。

貸付けのうち一番目の軽水炉プラントの完

成のために使用された部分の元本の最初の返済の日は、当該プラントの完成の日から四百三十七箇月後の日のうち、いずれか早い方の日とする。一番目の軽水炉プラントの完成のため使用された部分の元本の最初の返済の日は、当該プラントの完成の日から四十二箇月後の日のうち、いずれか早い方の日とする。この(c)に定める最初の返済の日には、当該プラントの完成の日から四十九箇月後の日のうち、いずれか早い方の日とする。この(d)に定める最初の返済の日には、機構が貸付けの返済を開始することができる場合には、機構及び銀行は、返済計画を検討するために協議を行い、るべき適切な措置を決定する。

(d) 機構は、貸付けに係る利子の支払を半年」と

とを行う。

(e) 機構は、貸付け契約の契約書の作成及び交付並びに貸付け契約の履行に関する情報及び資料を要請により銀行に提出する。

(f) プロジェクトが停止され又は終了させられる場合には、機構及び銀行は、貸付けの停止、貸付けの未払分の解除、期限の利益の喪失その他のるべき適切な措置を決定するた

めに協議を行う。

(g) 貸付け契約は、日本国の法令によって規律す

に基づいて銀行に支払う利子の総額に相当する額の贈与（以下「贈与」という。）を複数回の支払によって行う。贈与は、当該利子が機構により貸付け契約に従って支払われることを確實にするよう行う。

2 機構は、銀行に対する利子の支払のためにのみ贈与を使用する。

3 日本国政府は、機構の同意を得て、銀行に直接贈与を送金することができる。

4 機構の流動性が不足する場合に資金を調達する際の担保として使用されるよう日本国政府によつて千九百九十六年三月に設立された千九百万米ドル（一九、〇〇〇、〇〇〇ドル）の特別の基金は、贈与の一部を成すものとみなす。

機構は、2の規定にかかわらず、貸付けに係る利子の支払が妨げられない限り、同基金を引き続き担保として使用することができる。

5 機構は、1の規定に基づいて機構に対して行われる贈与の額の計算のため、日本国の各会計年度において必要とする貸付けの支払の額の見積りを前年の七月一日までに日本国政府に通報する。

6 贈与を行つことに關する他の条件は、日本国政府と機構との間の協議を通じて決定する。

第四条

機構は、貸付けが適正にかつプロジェクトのためのみ使用されることを確実にする。

第五条

機構は、貸付契約に定められる条件に従って、
貸付けの元本を現金により着実に返済し、かつ、
貸付けに係る利子を支払うことを確実にする。

第六条

機構は、この協定の実施に関する情報及び資料
を要請により日本国政府に提出する。

第七条

日本国政府及び機構は、この協定の実施から又
はその実施に関連して生ずることのあるいかなる
問題についても、相互に協議する。

第八条

1 この協定は、日本国政府と機構が、この協定
の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続
が完了した旨を相互に通知する公文を交換した
日に効力を生ずる。

2 この協定は、日本国政府と機構との間の書面
による合意によって停止し又は終了させること
ができる。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け
てこの協定に署名した。

千九百九十九年五月三日にニュー・ヨークで、
ひとしく正文である日本語及び英語により本書一
通を作成した。

日本国政府のために

大塚清一郎

朝鮮半島エネルギー開発機構のために

デュセー・アンダーソン

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供
与に関する日本国政府と朝鮮半島エネル
ギー開発機構との間の協定の締結について
承認を求める件に関する報告書

一本件の目的及び要旨

平成十年十月、機構が北朝鮮に供与する軽水
炉の総経費見積りを四十六億ドルとし、韓国が
その七十パーセント(三十一・二億ドル)の資金
供与を行い、我が国がその時点における十億ド
ル相当円(千百六十五億円)の資金供与を国会の
手続を経た上で行う旨の機構の理事会決議が採
択された。これを受け、我が国政府は、機構と
の間で本協定の交渉を行った結果、平成十一年
四月協定案文について合意を見るに至り、平成
十一年五月三日ニューヨークにおいて本協定の
署名が行われた。

本協定は、我が国が直面する安全保障上の重
大な懸念である北朝鮮の核開発問題に対応する
ため、我が国から機構への軽水炉プロジェクト
実施のための資金供与の枠組みを確立し、同ブ
ロジェクトを推進することを目的とするもので
あり、その主な内容は次のとおりである。

1 軽水炉プロジェクトの実施のため、千百六
十五億円までの円貨による貸付けが日本輸出
入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行
(以下「銀行」という。)から機構に対して行わ
れることとなること。

2 貸付けは、銀行と機構との間で締結され
る貸付け契約に基づいて行われることとなること。
3 貸付けの各支払に係る利率は、当該支払日
における日本円の長期プライム・レートから
〇・二パーセントを減じたもの又は同日にお

ける資金運用部からの借入金の利率のうち、
いずれか高い方の利率とするとともに、十年

ごとに調整を行うこと。

4 元本の返済は、軽水炉プラントごとに三年
間の据え置き期間を含む二十年間の均等半年
賦で行うこと。

5 我が国政府は、機構が銀行に支払う利子の
総額に相当する額の贈与を機構に対して行う
こと。

6 我が国政府が、機構の流動性が不足する場
合に資金を調達する際の担保として使用する
ため、千九百九十六年三月に設立した千九百
万米ドルの特別基金は、贈与の一部を成すも
とのとみなすこと。

7 機構は元本の現金による返済及び利子の支
払を確実にすること。

8 我が国政府及び機構は、本協定の実施に関
連して生じることのある問題について協議を
行うこと。

なお、本協定は、我が国政府と機構が、この
協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部
手続が完了した旨を相互に通知する公文を交換
した日に効力を生ずることになっている。

平成七年十二月には、機構から北朝鮮への軽水
炉の供与の条件等について定めた朝鮮半島工
エネルギー開発機構と朝鮮民主主義人民共和国政
府との間の朝鮮民主主義人民共和国に対する輕
水炉プロジェクトの供給に関する協定が、機
構と北朝鮮との間で締結された。

3 貸付けの各支払に係る利率は、当該支払日
における日本円の長期プライム・レートから
〇・二パーセントを減じたもの又は同日にお

本協定を締結することは、軽水炉プロジェクト
の実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結につ
いて承認を求める件及び同報告書

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、軽水炉プロジェクト

官 報 (号 外)

トが推進され、機構の枠組みへの信頼性が高まり、我が国の安全保障及び北東アジア地域の平和と安定に資することが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月一日

衆議院議長 伊藤宗一郎 殿
外務委員長 中馬 弘毅

官 報 (号 外)

第三種郵便物認可日

平成十一年六月三日 衆議院会議録第二十五号

一一四

発行所
二東京一大四都港區一八四四五
省印局
電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
一一〇円)